

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年11月10日 開会

令和2年11月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年11月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 18名

#### 農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二	13番 齊 藤 学
14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳	16番 杉 浦 徳 子
17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆	19番 松 永 孝 男

#### 欠席委員

10番 松 下 善 洋

#### 農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
4番 遠藤 光 浩	5番 佐野 均	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

#### 欠席委員

なし

#### 事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。  
会議に入る前に、10番 松下善洋委員から、本日の会議を欠席する旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の会議につきましても、時節柄、事務局からの説明は簡潔に行い、委員の皆さんは発言等ある場合は挙手でお願いいたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、14番 石川嘉章委員、15番 朝比奈美芳委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、14番 石川嘉章委員、15番 朝比奈美芳委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第61号から議第68号です。

初めに、報第61号から報第69号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

初めに、前回の総会で質問がありました自然公園法について、担当課へ確認いたしましたので、報告をさせていただきます。

自然公園区域は、特別地域、普通地域があり、特別地域には、第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域に区分されています。

10月の総会での人穴の自然公園事業は、富士箱根伊豆国立公園事業で、第三種特別地域に該当しています。

第三種特別地域とは、特別地域の中では風致を維持する必要が比較的低い地域であり、通常の農林漁業活動については、風致の維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域で、自然公園事業たる道路の中心線から100メートル以内にある区域をいい、何かを建築する際には、その公園事業たる道路の路肩から20メートル以上離れていることが許可基準の一つとなります。

第二種・第三種特別地域では、建築物（園地・休憩所・野営場・スキー場など）、車道・歩道などの道路、鉄道などの交通運輸施設、屋外運動施設、一般工作物など自然的立地条件に応じて単独に設けられる公園利用施設で自然公園法許可基準を満たしていれば建築することができます。市の許可ではなく、県や国の許可となります。

以上です。

続きまして、令和2年9月21日から10月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページ、2ページを御覧ください。

報第61号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が7件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第62号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4ページから7ページを御覧ください。

報第63号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出が受理されました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

報第64号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする、転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、貸駐車場5台から資材置場及び宅地造成分譲3区画への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の9ページ、10ページを御覧ください。

報第65号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページから13ページを御覧ください。

報第66号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の14ページを御覧ください。

報第67号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので報告する。

議案に記載のとおり、現地調査の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の15ページを御覧ください。

報第68号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

使用貸借で認可を受けたものが1件ありました。

続きまして、本日配付いたしました議案の15-2ページを御覧ください。

報第69号 農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項に基づく知事承認による解除について

農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項の規定に基づき、知事の承認を受けて使用貸借の解除をした旨の通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借の解除を受けたものが1件ありました。

報告については、以上です。

議長

事務局からの報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

9番 佐野公洋委員

8ページの転用目的・事業計画変更届出書の件で1件、事務局に確認したいですけれども、変更後が、多分これ分筆をしていると思うんですけれども、どういう理由で分筆されているのか、その辺をちょっと1点、伺いたいと思います。

事務局 大瀧主事

事務局からお答えします。もともと貸駐車場5台として目的をつくっていたところに区画を分けて一部を資材置場、一部を宅地分譲3区画ということで、別の筆も合わせて造成部分については計画をしているということで、あくまで目的が2つに分かれたということで、目的に応じて筆を分けたというふうに聞いています。

以上です。

議長

よろしゅうございますか。

これは、市街化区域ですから、こんなこともできますので。

それから、いいですか。

15ページの2の農地中間管理事業に関する関係で、当該農地等を適正に利用していない云々とありますけれど、これは借りたにもかかわらずこの方が適正に管理していなかったということで苦情か何か出たということですか。

事務局 伊藤主査

そうですね、こちらにつきましては、適正に利用されていないということで、所有者といますか、中間管理機構に預けている地主の方のほうからちゃんと使われておらず、本人とも連絡が取れないというようなことで報告を受けまして、こちらのほうでも搜索をしたところ、もうほかの自治体のほうへ引越されていて、連絡が取れないという状況があったので、もうほぼ強制的に中間管理機構のほうから知事の承認を受けて解除するという内容で行ったという内容でございます。

議長

こういうところは、まだあるんですか。

事務局 望月次長兼振興係長

このような案件というのはめったにないんですけれども、通常なら農地の貸借について解約する場合は、双方の合意があって初めて解除がされます。しかし、この案件につきましては、借りている方がどこかに居なくなってしまって、連絡が取れないというような状況で、貸人も困っていて解除をしたいという意向があり、片方からの解除の申し出ということで、農地中間管理機構の場合ですけれども、県知事の認可を受けて初めて解除ができるということになっております。その間、農業委員会でも借りている方の居場所の追跡をしたんですけれども、見つからないというような状況を踏まえた中で初めて県知事が解除を認めたということでもあります。

以上です。

議長

こういうところは、これ初めてですか。過去にもあったんですか。

事務局 望月次長兼振興係長

中間管理事業につきましては初めてですけれども、過去に農地法の3条においては、二、三年前にも一回ありました。農地法では18条の1項の規定により、その場合は農業委員会の許可が必要になります。

議長

ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。よって、報第61号から報第69号まで報告済みといたします。

議第64号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の16ページを御覧ください。

議第64号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は、清観光株式会社の北西に位置する農地です。受人上条の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、現況は畑として利用されておりますが、自己所有の田と一体的に水稻を栽培する計画です。

受人は現在76歳、耕作面積は許可後3,842平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は、株式会社丸芳の東に位置する農地です。受人青木の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で野菜を栽培する計画です。

受人は現在78歳、耕作面積は許可後5,857平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び航空写真3ページを御覧ください。

新規就農案件です。

申請地は、県立ソフトボール場の東に位置する農地です。受人万野原新田の■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約です。

受人は、現在サクラエビの漁師として働く傍ら、週末は相模原の農学校に通い、農業研修を受けて生活をしております。半年研修を受け、実践する場を得たいと考え農地を探していたところ、望月義雄推進委員の紹介により申請地を借りられることとなり、申請に至ったとのことです。野菜を栽培し、直売所への出荷、ネット販売を計画しているとのことです。

受人は現在40歳、耕作面積は許可後3,084.4平方メートル、農機具は自己所有しており、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第3項の申請について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項について、担当委員からの調査報告をお願いします。

19番 松永孝男委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告します。

1月6日、受入夫婦と農業委員の赤池さん、私、推進委員の望月さん、事務局1名の合計6名で申請地で会い話を聞きました。申請地は、現在休耕地になっており、これから土を耕して3月には作付したいとのことでした。作物は主にトウモロコシ、落花生、ネギを計画しており、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題ありません。また、受入の経営状態ですが、農機具と労働力が確保され、経験技術も備えており、申請どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

ちょっとよろしいですか。

2項の青木の受入、ちょっと私の間違いか分からないですが、この方は、事務局は会われてんのかな。78歳ぐらいの人じゃないかな。

事務局 伊藤主査

年齢78歳ですね。この渡人と同級生だということです。

議長

というのは、この方はたくさん土地を持っているんですが、過去にはもう作れないもので、ほとんど貸してあるんですね。これ、本人がやるといえば、別に問題ないですが。

事務局 伊藤主査

受入は現在、5,623平方メートルをやっているというところで、御自宅の周辺とあとこの申請地の周辺の田をやっているということで、確認しました。それで、自分の耕作地に近いので、併せて耕作をしていくという計画になっております。

議長

わかりました。ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をいたします。

議第64号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第65号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の17ページを御覧ください。

議第65号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真9ページ及び10ページ拡大図を御覧ください。

こちら航空写真の表記が許可第7項となっていますけれども、この計画変更の後に5条の申請も併せて提出されております。

長貫■■■■、畑430平方メートルにつきまして、平成6年に住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けていましたが、事情により建築できずそのままとなっており、今回、■■町内会が駐車場8台分として利用したいという申請がありました。

申請地は公民館の南に隣接し、公民館事業として常会、役員会、クラブ打合せ、寄り合い処など年50回ほどの活動をしており、現在、駐車場がないため、以前より何とかしたいと考えていたところ、申請地の利用について所有者に相談したところ、管理も行き届かず草が生い茂っている状況であり、ぜひ有意義に活用してほしいということで使用貸借できることとなったため、計画変更となったものです。

申請地は中央消防署芝川分署から南へ約400メートルに位置している小集団の農地で生産性の低い第2種農地に該当します。資金は自己資金により確保され、公民館との境界は既存のコンクリートで見切られており、整地し、碎石を敷き詰めます。周辺農地に影響がないように配慮いたします。

なお、本申請地は使用貸借による権利設定となりますので、5条許可申請も同時に提出されております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決に移ります。

議第65号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり処理することに決定されました。

議第66号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の18ページから19ページを御覧ください。

議第66号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び航空写真4ページを御覧ください。

栗倉■■■■、畑111平方メートルにつきまして、受人が売買にて資材置場に転用しようとするものです。

受人は、父と畜産業を営んでおり、かねてより飼料の保管場所に苦慮していたところ、渡人も不成形地で農業に向かず管理に困っていたため、このたび売買にて取得することになり申請に至ったものです。



申請地は粟倉保育園から西へ約100メートルに位置する小集団の生産性の低い農地で第2種農地になります。資金は自己資金により確保されており、境界には既設の見切りがあります。飼料は袋に入れて保管し、周囲に住宅は少なく、周辺に影響はないものと思われませんが、最善の配慮を行い管理します。

続きまして、第2項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

北山■■■■、畑299平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により分家住宅に転用しようとするものです。

受人は、北山の本家で両親と同居していますが子供の成長に伴い手狭となってきたため、住宅建築を計画したところ、本家の土地を借りられることとなったため、今回使用貸借にて申請することになったものです。

申請地は北山三区集会所から北へ約350メートルに位置する小集団の生産性の低い農地で第2種農地です。資金は融資により確保されており、境界には見切りブロックを設置し、周囲に影響のないように建築いたします。

続きまして、第3項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

上条■■■■、田145平方メートルにつきまして、受人が売買により水路管理用地に転用したいというものです。

受人は、申請地北側を流れる水路の水を引き込み、景観用の水場として使用したいと考え、市の河川課と協議をしました。その結果、水路の管理及び浄化装置を設置するための管理用地が必要となり、渡人から売買により取得するため申請に至ったものです。

敷地は浄化装置の一部、管理用道路、浄化装置より排出された泥、土砂、落ち葉、ごみ等の一時保管場所、廃棄物搬出用トラック駐車スペースとして利用する計画です。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地で、資金は自己資金により確保されており、境界には見切りを設置し、周囲に影響がないように配慮いたします。

続きまして、第4項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

第4項及び第5項は、同一受人による申請ですので、併せて説明します。

第4項、精進川■■■■、畑149平方メートルほか1筆につきまして、受人が使用貸借により駐車場4台に一時転用するもので、第5項、精進川■■■■の内、畑179平方メートルにつきましては、受人が使用貸借により資材置場に一時転用しようとするものです。

受人は、発電、電気の販売等を行う法人です。精進川■■■■にある観音橋発電所の改修工事を行うのに当たり、第4項、工事用車両を置くための駐車場4台、及び第5項、資材置場として工事期間中一時転用して使用するため申請に至ったものです。

申請地は上野中学校から西へ約350メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。発電所近辺で使用貸借できる場所を探しましたが敷地面積に見合う適地が見つからず、駐車場、資材置場が別々の申請地となりました。申請地には鉄板を敷き養生に努め、工事終了後は農地復元計画書、耕作計画書に基づき復元をいたします。工事期間は、復元期間を含めて令和2年12月1日から令和4年4月20日まで、転用期間は1年5か月です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

大久保■■■■、田261平方メートルにつきまして、受人が贈与により住宅に転用しようとするものです。

受人は、大久保の住宅に住んでおりましたが、土地収用法第3条第1号による主要地方道清水

富士宮線の道路拡幅工事により移転することとなりました。現在共有で所有し耕作をしている本申請地について共有者から持ち分贈与により取得し、農地と住宅部分に分筆を行い、住宅を建築するため申請したものです。

申請地は大久保公民館から北へ約150メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は土地収用による県からの補償金及び融資により確保されており、農地との境界には見切りを設置し、被害防除措置を行い、周辺への影響がないように配慮いたします。

続きまして、第7項及び別冊航空写真9ページ及び10ページの拡大図を御覧ください。

長貫■■■■、畑430平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により駐車場8台に転用するものです。

こちらは、先ほど議第65号、農地法第5条許可後の事業計画変更申請の承認についてで承認された案件です。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第66号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第67号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

本日差し替えしていただいた議案の20ページを御覧ください。

議第67号 非農地証明申請の審議について

第1項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は、杉田■■■■、畑ほか2筆、計413.57平方メートルで、井上機工株式会社の西に位置する農地です。

昭和46年6月26日、申請人の先代が農家住宅敷地として利用を開始し、以後、増築や農業用倉庫を建設し、一体利用しているものです。

昭和47年の線引き前から宅地として利用していたこと、農家住宅という利用形態であることが確認できており、都市計画法上も問題はありません。

続きまして、第2項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は、内房■■■■、田ほか1筆、計446平方メートルで、芝川苑の南東に位置する農地です。

昭和57年月日不詳、申請人が航空写真南側の筆に倉庫を建設、また同時期に航空写真北側の筆に店舗兼住宅を建設し、現在に至ったものです。

旧芝川町の案件のため、平成23年の線引き前から宅地としての利用が確認できており、都市

計画法上も問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

16番 杉浦徳子委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

11月5日午後2時、現地にて申請者代理人の行政書士、千頭和委員、事務局2名で調査いたしました。

申請書のとおり問題ないと思われしますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告いたします。

11月4日、申請者代理人、事務局職員2名と現地で会い、調査を行いました。

申請地■■■■は住居兼店舗、■■■■には倉庫の建築物があり、宅地として30年以上利用されていることを確認し、農地への復元が困難であることを判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をいたします。

議第67号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第68号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の21ページを御覧ください。

議第68号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙、農用地利用集積計画（案）について説明します。

2枚めくっていただきまして、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数16人、利用権を設定する者の数36人、利用権を設定する農用地の面積は、計14万1,904.14平方メートルです。

利用権の内容について説明します。

1枚めくりまして、4ページを御覧ください。

第1項から第4項までは相対による利用権設定、第5項から第35項までは中間管理機構を通じた一括方式による利用権設定になります。

第1項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

申請地は杉田で農業共済組合の東に位置する農地です。富士市久沢の■■■■さんへの使用貸借権設定で茶の栽培、6年再設定です。移転後経営面は3万7,506平方メートルになります。

続きまして、第2項から第4項までは利用権の設定を受ける者が同一であるため、一括して説明します。航空写真は14ページ、15ページになります。

申請地は14ページの猫沢の木の花庵の北及び15ページの下之坊の北東に位置する農地です。富士市岩本の■■■■さんへの使用貸借権設定で茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は16万9,090平方メートルになります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

申請地は人穴で広見公民館の南西に位置する農地です。人穴の■■■■さんへの貸借権設定で飼料作物の栽培、10年新規です。移転後経営面積は13万6,930.11平方メートルになります。

続きまして、第6項及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地は杉田で板東レディースクリニックの東に位置する農地です。西小泉町の■■■■さんへの使用貸借権設定で茶の栽培、10年新規です。移転後経営面積は4万6,927.32平方メートルになります。

続きまして、第7項及び航空写真18ページを御覧ください。

申請地は上条バス停の西に位置する農地です。猫沢の農事組合法人■■■■への使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規です。移転後経営面積は16万6,826平方メートルになります。

続きまして、第8項及び航空写真19ページを御覧ください。

申請地は根北公民館の南に位置する農地です。富士市中野の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規です。移転後経営面積は1万6,869平方メートルになります。

続きまして、第9項及び第10項は利用権の設定を受ける者が同一であるため、一括して説明します。航空写真は20ページ、21ページになります。

申請地は20ページのミニストップ大岩店の東及び21ページの山本のやまさ園製茶工場の北に位置する農地です。西小泉町の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規です。移転後経営面積は4万1,679.22平方メートルになります。

続きまして、第11項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地はやまさ園製茶工場の南西に位置する農地です。小泉の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規です。移転後経営面積は2万8,821.62平方メートルになります。

続きまして、第12項及び航空写真23ページを御覧ください。

申請地は農業共済組合の東に位置する農地です。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培、10年新規です。移転後経営面積は2万4,933平方メートルになります。

続きまして、第13項及び航空写真24ページを御覧ください。

申請地は山宮で株式会社エコネコルの南西に位置する農地です。万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培、10年新規です。移転後経営面積は2万3,975.3平方メートルになります。

続きまして、14項から18項までは利用権の設定を受ける者が同一であるため、一括して説明します。航空写真は25ページ、26ページ及び27ページになります。

申請地は25ページの杉田幼稚園の南、26ページの岩本山団地の北東、27ページの西富士道路の旧料金所の東に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は5万7,861.09平方メートルになります。

続きまして、19項から22項につきましても利用権の設定を受ける者が同一であるため、一括して説明します。航空写真は28ページから30ページになります。

申請地は28ページの井上機工の東、29ページの旧料金所の東、30ページの富士いきいき病院の北に位置する農地です。富士市天間の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶及び野菜の栽培、10年新規です。移転後経営面積は2万6,735.9平方メートルになります。

続きまして、23項及び航空写真31ページを御覧ください。

申請地はミニストップ杉田店の南に位置する農地です。大岩の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規です。移転後経営面積は3万8,995.02平方メートルになります。

続きまして、第24項から第33項については利用権設定を受ける者が同一であるため、一括して説明します。航空写真は32ページから37ページになります。

申請地は32ページのやまさ園製茶工場の南、33ページの新東名明星山トンネルの南、34ページの岩本山団地の東、35ページの明星山公園の東、36ページのミニストップ岩本店の南東、それから37ページのやまさ園製茶工場の北東に位置する農地になります。山本の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規です。移転後経営面積は13万1,03平方メートルになります。

続きまして、第34項及び航空写真38ページを御覧ください。

申請地は楓の丘の北西に位置する農地です。羽鮒の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規です。移転後経営面積は1万4,049平方メートルになります。

続きまして、第35項及び航空写真39ページを御覧ください。

申請地はトシダ工業芝川工場の西に位置する農地です。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規です。移転後経営面積は5万681.05平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決に移ります。

議第68号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第68号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は全て終了いたしました。  
次回の農業委員会総会は、12月10日を予定しております。  
以上をもって、令和2年11月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時53分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
14 番

会議録署名人  
15 番